

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年6月19日

福岡アジア文化賞委員会事務局

1 公募の趣旨

本業務は、「福岡アジア文化賞」の受賞者の方々へ授与する「賞状」の製作である。

当該賞状は賞の権威を体現するものであり、これまで統一されてきた意匠が維持される必要があることから、本業務を遂行するため、製作ノウハウを有する特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

2026年（第36回）福岡アジア文化賞賞状製作業務委託

(2) 請負契約等の内容

福岡アジア文化賞の大賞、学術研究賞、芸術・文化賞の各受賞者に対し、原則毎年9月に開催される授賞式で授与する賞状を製作する。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日から令和8年9月1日（火）まで

なお、当該契約期間において業務の履行状況が良好であった場合は、当該契約年度を含めた3年度を限度に、各年度の予算の範囲内で契約を締結できるものとする。

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募

手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 福岡市内に本店を有する者又は請負契約等の内容を実施する事業所の所在地が福岡市内にある者。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 直近5年間で、本業務と同種または類似業務を官公庁より請け負った実績があること。
- (5) 本業務にあたり、十分な遂行能力を持ち合わせていること。

5 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和8年6月19日～令和8年7月3日までの（閉庁日を除く。）毎日、
午前10時から午後5時まで

② 配布場所

福岡アジア文化賞委員会事務局

（総務企画局国際部アジア連携課内）

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎8階 国際部

電話 092-711-4930

担当 吉田

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和8年6月19日～令和8年7月3日までの（閉庁日を除く。）毎日、
午前10時から午後5時まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと

を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

福岡アジア文化賞委員会事務局

(福岡市総務企画局国際部アジア連携課内)

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎8階国際部

電話 092-711-4930

担当 吉田

- 7 予算その他福岡アジア文化賞委員会の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった本業務の見積り合わせを中止する場合がある。

- 8 その他詳細は公募説明書による。